平成２５年（フ）第１７４７号
神奈川県高座郡寒川町倉見670番地１　第25明智ビル108号
債務者　杉本　寅宏
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８３６号
大阪府東大阪市横小路町６丁目２番20号
債務者　小楠　清史
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６４７号
大阪府高槻市牧田町５番45―304号
債務者　竹森　美香
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５４号
釧路市双葉町８番20号
債務者　吉谷　　健
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１５５号
釧路市南浜町８番３号　田中ハイツ１―２階６号
債務者　岩田　千尋
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第４５２号
静岡市清水区山切198番地の14
債務者　中島　欣央
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４７８号
静岡市葵区安西５丁目56番地
債務者　岩崎　一之
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４８５号
静岡市駿河区小黒２丁目５番20―７号
債務者　佐藤　鮎美
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６２号
北海道帯広市西25条南１丁目14番地71　ツエレＢ105号室
債務者　嶋倉　憲司
1　決定年月日時　平成25年10月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１７７８号
横浜市泉区緑園５丁目29番地７　スーパーコート緑園都市ビューヒルズ306号室
債務者　成ケ澤慶輝
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８２号
静岡市駿河区丸子新田210番地の１　ルナボアール109号、旧住所新潟県村上市府屋1444番地32
債務者　本間　　潤
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５１５号
静岡市清水区村松原１丁目６番３号
債務者　奥野　藤行
1　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４１号
沖縄県沖縄市美里仲原町27番17号　メゾンやすらぎ１―Ｃ
債務者　金城　理沙（旧姓新垣）
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第８０号
栃木県小山市大字松沼866番地３
債務者　宇佐美宏幸
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１３２号
長崎県佐世保市瀬戸越４丁目２番15号、旧住所長崎県佐世保市横尾町2233番地　よこおの家
債務者　小栗　淳一
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係